

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、朝霞都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域は、都心から約20km圏、埼玉県南部に位置しています。また、朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

【3・2・10号志木和光線】

本路線は、志木市境を起点とし、和光市境へ至る、延長約3,420m、幅員36mの幹線街路です。

II. 変更の理由

本路線とJR武蔵野線との立体交差については、JR武蔵野線の上部を道路が通過する計画としていましたが、歩行者等の利便性の向上が図られるよう、JR武蔵野線の高架下を通過する構造へと変更するものです。これに伴い西側歩道部がJR武蔵野線の構造を避けるために迂回する形状となったため、一部区域の変更を行うものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・2・10号 志木和光線	約3,420m	4車線	36m	・交差構造の変更 ・一部区域の変更

IV. 関連する都市計画

なし